

# 大分県報

令和三年  
号外（三九）  
四月一日

（木曜日）

## 目次

### 規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正……………二  
大分県水産業協同組合法施行細則の一部改正……………二  
大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正……………五

### 規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十八号

### 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一のカドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に、「K〇一〇二の五五」を「K〇一〇二の五五・二、五五・三又は五五・四」に改め、同表の全シアンの中「三八・一・一に定める方法を除く。」を「K〇一〇二の三八・一・一及びK〇一〇二の三八の備考一に定める方法を除く。」又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境基準告示」という。）付表一に掲げる方法」に改め、同表の総水銀の項中「水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境基準告示」という。）付表一」を「環境基準告示付表二」に改め、同表のアルキル水銀の項中「付表二」を「付表三」に改め、同表のPCBの項中「付表三」を「付表四」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を

「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表のチウラムの項中「付表四」を「付表五」に改め、同表のシマジン及びチオベンカルブの項中「付表五」を「付表六」に改め、同表のふっ素の項中「若しくは三四・四」を「（規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）若しくは三四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二〇〇ミリリットルに硫酸一〇ミリリットル、りん酸六〇ミリリットル及び塩化ナトリウム一〇グラムを溶かした溶液とグリセリン二五〇ミリリットルを混合し、水を加えて一、〇〇〇ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六の六四二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）」に、「K〇一〇二の三四・一c」（注6）第三文を「K〇一〇二の三四・一・一c」（注2）第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一」に改め、「共存しない」の下に「ことを確認した」を加え、「付表六」を「付表七」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 一より測定されたシステ体の濃度と規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第二のカドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に、「K〇一〇二の五五」を「K〇一〇二の五五・二、五五・三又は五五・四」に改め、同表の全シアンの中「及び三八・二に定める方法又は規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・三に定める方法」を「（規格K〇一〇二の三八の備考一を除く。以下同じ。）及び三八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・三に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・五に定める方法又は環境基準告示付表一に掲げる」に改め、同表の総水銀の項中「付表一」を「付表二」に改め、同表のアルキル水銀の項中「付表二」を「付表三」に改め、同表のPCBの項中「付表三」を「付表四」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表のチウラムの項中「付表四」を「付表五」に改め、同表のシマジン及びチオベンカルブの項中「付表五」を「付表六」に改め、同表のふっ素の項中「若しくは三四・四」を「（規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）若しくは三四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二〇〇ミリリットルに硫酸一〇ミリリットル、りん酸六〇ミリリットル及び塩化ナトリウム一〇グラムを溶かした溶液とグリセリン二五〇ミリリットルを混合し、水を加えて一、〇〇〇ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六の六四二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）」に、「K〇一〇二の三四・一c」（注6）第三文を「K〇一〇二の三四・一・一c」（注2）第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一」に改め、「共存しない」の下

に「ことを確認した」を加え、「付表六」を「付表七」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 3 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三
- ・二より測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

第一号様式から第七号様式まで、第九号様式及び第十一号様式から第十四号様式までの規定中「㊸」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一のカドミウムの項及びトリクロロエチレンの項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

大分県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十九号

大分県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県水産業協同組合法施行細則（昭和四十四年大分県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「組合」の下に「（漁業生産組合並びに法第六十八条第二項及び第九十一条第二項に規定する組合を除く。）」を加え、「第六十八条第一項第三号若しくは第四号又は第四項」を「第六十八条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第五項」に、「法第九十一条第一項第三号」を「第九十一条第一項第一号、第三号」に、「第四項第三号」を「第五項第三号」に改める。

第八条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「財産目録」を「最終事業年度に係る財産目録」に改め、同条第四項及び第五項中「の各号」を削る。

第十条第一項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に、「第十一条の四第五項」を「第十一条の五第五項」に改め、「の各号」を削り、同条第二項及び第三項中「第十一条の四第三項」を「第十一条の五第三項」に、「法第十一条の四第五項」を「同条第五項」に改める。

第十条の二第一項及び第二項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改め

る。

第十五条中「法第一条から第一百十二条まで」を「組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）」に改める。

第十八条第一項中「第十一条第一項第十四号、第八十七条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号、第八十七条第一項第十六号」に、「第九十七条第一項第十号」を「第九十七条第一項第十一号」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第三号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の二第二項」に改める。

第二十二条第一号中「同意書（組合員が住所及び氏名を自筆したもの（法人の組合員にあつては、主たる事務所の所在地及び名称を記載し、押印したもの）に限る。）」を「同意を得たことを証する書面」に改める。

第二十三条中「添えて」の下に「変更の日から二週間以内に」を加える。

第二十四条中「添えて」の下に「設立の日から二週間以内に」を加える。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

（事業を廃止していない旨の届出）

第二十八条 休眠組合（組合であつて、組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したもの（をいう。）は、法第六十八条の二第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により事業を廃止していない旨の届出をしようとするときは、事業を廃止していない旨の届（第三十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（組合継続の届出）

第二十九条 組合は、法第六十八条の三第三項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により継続の届出をしようとするときは、組合継続届（第三十五号様式）に次に掲げる書類を添えて二週間以内に知事に提出しなければならない。

一 組合の継続を決議した総会（総代会）の議事録

二 継続の登記に係る登記事項証明書

第一号様式中「㊸」及び注を削る。

第二号様式及び第三号様式中「㊸」を削る。

第四号様式（その二）中「㊸」を削り、同様式の添付書類10中「又は離申をしたこと、及び異議がなかつたこと、」を「及び離申をしたこと並びに異議がなかつたこと」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

第四号様式（その二）中「㊸」を削り、同様式の添付書類7中「又は離申をしたこと、及

び異議がなかつたこと、「や」及び催告をしたこと並びに異議がなかつたこと」に改める。  
 第五号様式中「回」を削る。  
 第六号様式中「回」を削り、同様式の注一中「財産目録」や「最終事業年度に係る財産目録」に、「又は催告をしたこと、及び異議がなかつたこと、「や」及び催告をしたこと並びに異議がなかつたこと」に改める。  
 第七号様式から第十八号様式までの規定中「回」を削る。  
 第十九号様式を次のように改める。

第19号様式 (第15条関係)

登記完了届  
 第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地  
 名称  
 届出者  
 代表者の職  
 及び氏名

下記のとおり登記を完了したので届け出ます。

記

1 登記年月日

2 登記事項

添付書類

登記簿の抄本

第二十号様式から第二十四号様式までの規定中「㊦」を削る。

第二十五号様式を次のように改める。

**第25号様式 削除**

第二十六号様式及び第二十七号様式中「㊦」を削る。

第二十八号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類一中「同意書（組合員が住所及び氏名を白筆したもの（法人の組合員にあつては、主たる事務所の所在地及び名称を記載し、押印したもの）に限る。）」を「同意を得たことを証する書面」に改める。

第二十九号様式から第三十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

第三十三号様式中「㊦」を削り、同様式の次に次の二様式を加える。

**第34号様式（第28条関係）**

事業を廃止していない旨の届

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

名 称

主たる事務所

届出者 代表理事の氏名

㊦

代表理事の住所

連絡先電話番号

年 月 日 付 け 第 号で通知のありました休眠組合の届出に関する

公告について、当組合は事業を廃止していないので、水産業協同組合法第68条の2第1項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

注 1 届出書に記載する事項が登記事項証明書と符号していないときは、適式な届出として取り扱われません。

2 届出書は令和 年 月 日（※官報公告日から2月後の日付を記載）までに到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。

3 届出は、書面で行わなければなりません。この書面以外の用紙を用いて届け出る場合には、必ず登記所に提出してある印鑑を押印し、登記所が発行する印鑑証明書を添付の上、提出してください。代理人により届け出る場合には、登記所に提出してある印鑑を押印した委任状を添付してください。

第35号様式（第29条関係）

組合継続届  
第 年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
届出者  
名 称  
代表者の職  
及び氏名

年 月 日に解散した 組合は、年 月 日の総会  
（総代会）において、組合を継続する旨の決議をしたので、水産業協同組合法第68条の3第  
3項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用す  
る場合を含む。）の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 組合の継続を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十号

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和四十九年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の（表）中「㊦」を削る。

第三号様式中「保証人連署のうえ」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 実印を押印し、印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること。なお、申請者が未成年の場合は押印を不要とする。

第五号様式の（表）に注として次のように加える。

注 実印を押印し、印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること。なお、借受人が未成年の場合は押印を不要とする。

第六号様式及び第七号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。